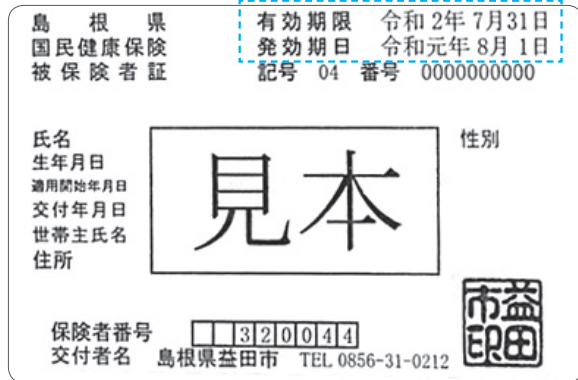


「国民健康保険被保険者証（保険証）」の送付について

新しい保険証を送付します

国民健康保険被保険者証を7月中に特定記録郵便で世帯主宛に送付します。
お手元に届かない場合は、保険課まで問い合わせください。



＜ 変更点 ＞

- 有効期限
平成31年7月31日 ⇒ **令和2年7月31日**
- 発行期日
平成30年8月1日 ⇒ **令和元年8月1日**
- 保険証の色
薄い黄緑色 ⇒ **薄いオレンジ色**

※退職被保険者証には、「退」というマークの記載があります。

1. 次の①～④に該当する方は、有効期限が異なります

- ① 退職被保険者証をお持ちの方で、令和2年7月1日までに65歳の誕生日を迎える方
- ② 令和2年7月1日までに70歳の誕生日を迎える方

＜1日生まれ＞ 有効期限：誕生月前月の月末 ※誕生月以降の保険証は、誕生月前月の月末までに送付します。
 ＜2日以降生まれ＞ 有効期限：誕生月の月末 ※誕生月翌月以降の保険証は、誕生月の月末までに送付します。

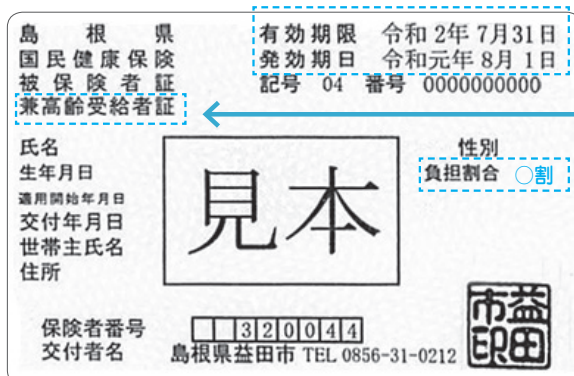
- ③ 令和2年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方

有効期限：誕生日の前日 ※誕生日以降の保険証は、誕生月の前月に島根県後期高齢者医療広域連合から「後期高齢者医療被保険者証」が送付されます。

- ④ 保険税の滞納がある方

有効期限：令和2年1月31日 ※保険税の滞納がある方には、期限が短い保険証を発行することとなります。また、特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納された場合には、保険証を返還していただき、「資格証明書」を交付する場合があります。

2. 70歳以上の方へは、高齢受給者証との兼用証を送付します



「兼高齢受給者証」の記載があります

一部負担割合の記載があります

注) 保険証のレイアウトは変更する場合があります。